特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 全項目評価書(素案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に 応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対 策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

千葉県船橋市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

「平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報		
(別添1)事務の内容		
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
IV その他のリスク対策		
V 開示請求、問合せ		
VI 評価実施手続		
(別添3) 変更箇所		

I 基本情報

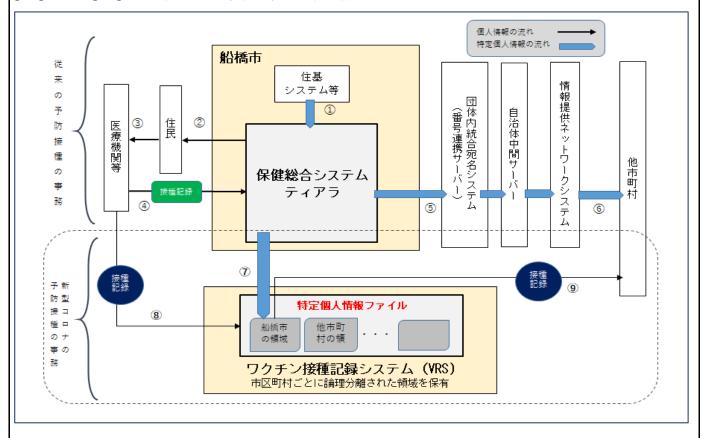
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種に関する事務	
②事務の内容 ※	予防接種事業の実施(対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等)事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、特に以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上	
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	保健総合システム	
②システムの機能	①対象者抽出機能:予防接種の種類に応じた対象者を抽出する。 ②情報登録機能:予防接種記録を登録する。 ③照会機能:予防接種記録(接種日・実施医療機関名など)を表示する。 ④支払明細出力機能:各医療機関への支払明細書を出力する。 ⑤集計・統計機能:予防接種別に接種件数表等を抽出・作成する。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム [] での他 [] での他 (団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) 	
システム2		
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)	
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウエイシステムへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (自治体中間サーバー,保健総合システム,住基ネットゲートウエイシステム) 	

システム3		
①システムの名称	自治体中間サーバー	
②システムの機能	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑥ 電キュリティ管理機能:自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能 ⑨ 職員認証・権限管理機能:自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (団体内統合宛名システム(番号連携サーバー))	
システム4		
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	
②システムの機能	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市町村への接種記録の照会・提供	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()	

3. 特定個人情報ファイル名 予防接種情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法等関連法令に基づく予防接種を円滑に実施する ために、予防接種の対象者、予防接種の実施記録等の情報の正確な把握かつ適正な管理を行う必要が ①事務実施上の必要性 ある。 ①予防接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ②予防接種の対象者であることを確認することで必要な接種勧奨が可能となる。 ③市民からの予防接種歴に関する問い合わせに正確かつ迅速に対応できる。 ②実現が期待されるメリット ④正確な接種情報の集計が可能になる。 5. 個人番号の利用 ※ ①番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 法令上の根拠 ②番号法第9条第1項及び別表第一の93の2の項 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> へ 1) 実施する 2) 実施しない ①実施の有無 実施する] 3) 未定 (船橋市が照会する根拠) •番号法第19条第8号 (1)番号法別表第二の16の2の項 (2)番号法別表第二の17の項 ③番号法別表第二の18の項 (4)番号法別表第二の19の項 ②法令上の根拠 (5)番号法別表第二の115の2の項 (船橋市が提供する根拠) •番号法第19条第8号 (1)番号法別表第二の16の2の項 (2)番号法別表第二の16の3の項 (3)番号法別表第二の115の2の項 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 船橋市健康福祉局保健所健康づくり課 ②所属長の役職名 課長 8. 他の評価実施機関

(別添1) 事務の内容

- 1. 新型コロナワクチン以外の予防接種事務について
- ①~④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤~⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。
- 2. 新型コロナワクチンの予防接種事務について
- ①~③に加え、⑦~⑨の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。



(備考)

- <新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について>
- ①予防接種対象者と判断するために必要な情報を住民記録システムから取得
- ②接種対象者を抽出し、対象者へ予防接種関係書類(予診票等)を送付
- ③接種対象者が医療機関等へ予診票を持参、予防接種を受ける
- ④医療機関等から予診票が市へ提出され、確認後、接種歴を保健総合システムへ入力
- ⑤予防接種履歴を団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)を経由して中間サーバーへ副本登録
- ⑥他市町村からの照会に応じて接種記録を提供
- <新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について>
- (①~③対象者を抽出し接種券を送付、接種対象者が医療機関等へ接種券を持参し予防接種を受ける)
- ⑦特定個人情報ファイル(CSV)の登録(個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、性別)
- ⑧接種券上のOCRラインを読込み・送信(従来事務の④~⑤に代わるプロセス)
- ⑨他市町村からの照会に応じて接種記録を提供(従来事務の⑥に代わるプロセス)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 基本情報		
①ファイルの種類	%	く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人	への範囲 ※	船橋市に住民登録をしている定期予防接種の対象者
その必	夢性	市で実施する予防接種情報を適正に管理する必要がある。
④記録される項目	1	<選択肢> [100項目以上 100項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記	₿録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 (・業務関係情報 [〇]地方税関係情報 [〇]健康・医療関係情報 [〇]健康・医療関係情報 [〇]度審者福祉関係情報 [〇]度審者福祉関係情報 [〇]生活保護・社会福祉関係情報 [〇]が・高齢者福祉関係情報 [〇]学校・教育関係情報 [〇]災害関係情報 [〇]災害関係情報 [〇]災害関係情報 [〇]災害関係情報 [〇]災害関係情報 [〇]災害関係情報 [○]が、教育関係情報 [〇]災害関係情報 [○]が、教育関係情報 [○]が、教育関係情報 [○]が、教育関係情報 [○]が、教育関係情報 [○]が、教育関係情報 [○]が、教育関係情報 [○]が、教育関係情報 [○]が、といい、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
その妥	² 当性	①個人番号・その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②4情報・連絡先:その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、予診票に記入された情報と突合する ために保有、また接種勧奨に使用するために保有 ③地方税関係情報:接種に際し自己負担額の有無の管理を適正に行うために保有 ④健康・医療関係情報:予防接種履歴管理および接種勧奨を適正に行うために保有 ⑤医療保険関係情報:健康被害救済給付の支給調整を適正に行うために保有 ⑥障害福祉関係情報:接種対象者要件に該当するかを把握するため、また健康被害救済給付の支給調整を適正に行うために保有 ⑦生活保護・社会福祉関係情報:接種に際し自己負担額の有無の管理を適正に行うために保有 ⑧災害関係情報:東日本大震災における市内在住の避難住民に係る予防接種を適切に実施するために 保有
全ての	記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月18日
⑥事務担当部署		船橋市健康福祉局保健所健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇] 本人又は本人の代理人
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、市民税課、生活支援課、障害福祉課、) 危機管理課、地域福祉課
		[O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構)
①入手元	*	[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村(特別区を含む)
()/(1)0	~	[〇] 民間事業者 (船橋市が契約する各医師会および医療機関)
	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組 [〇]その他 (合法をいう。)により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健) 康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国 民健康保険組合をいう。)	
		[〇]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方:	法	[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
	· -	[〇] 情報提供ネットワークシステム
		[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
③入手の時期・頻度		〈新型コロナウイルス感染症対策以外〉 ①住民基本台帳から、1日複数回、システム間の連携により自動的に入手。 ②予防接種を実施した医療機関から、接種日等の接種情報を記載した予診票を月次単位で入手(支払いの代行機関を介する場合もあり) ③その他、業務に必要となる都度 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ②転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度
		予防接種を受けた者を特定し、接種歴を適切に記録・保管する必要がある(予防接種法施行令第6条の2 及び予防接種法施行規則第2条の8)
④入手に係る妥当性		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する(番号法第19条第16号)
⑤本人への明示		接種者からの同意を得て入手する。
⑥使用目的 ※		予防接種の適正な実施及び予防接種記録の管理のため。
変更の妥当性		
	使用部※	健康 ノ い い は
⑦使用の自	主体 使用者	<選択肢>(選択肢>(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)(型力)<!--</th-->

⑧使用方法 ※	〈新型コロナウイルス感染症対策以外〉 ①予防接種情報の管理事務 予防接種委託医療機関から提出された予診票について、対象者であるか特定し記録を保管する。また、 予防接種済証明書の申請を受ける際には本人確認に用いる。 ②予防接種の料金区分を正確に把握する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ①当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ②当市からの転出者について、転出先市町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。
情報の突合 ※	<新型コロナウイルス感染症対策以外> ①本人又は代理人提出の予診票や各種申請書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 ②住民異動により変更された特定個人情報については、庁内連携システム(連携サーバー)を介し、予防接種情報ファイルと宛名番号で突合、更新する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村に提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)
情報の統計分析 ※	人数等の集計・分析は行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響 与え得る決定 ※	
⑨使用開始日	平成28年1月18日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (2)件	
委託	事項1	保健総合システムの運用保守業務	
①委託	托内容	保健総合システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	
	吸いを委託する特定個人 ァイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	保健総合システムの運用保守業務において、バックアップデータの作成及びシステムの改修を行うにあたり、予防接種情報ファイルのうち、保健総合システムに係る部分を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		<選択肢> 〔 10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (庁内の保守用端末)	
⑤委託	モ先名の確認方法	市民等から委託先名の問い合わせがあった場合には、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の 開示請求により確認することもできる。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	
	⑨再委託事項	保健総合システムの運用支援・改修業務委託の一部を再委託している。	

委託事項2		ワクチン接種記録システム(VRS)の管理業務等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために、予防接種情報ファイルのうち、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る部分を取り扱う必要があるため。
③委託	 <選択肢> 3 参託先における取扱者数 (選択肢> 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (LG-WAN回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法 市民等から委託先名の問い合わせがあった場合には回答する。		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合には回答する。
⑥委託先名 株式会社ミラボ		株式会社ミラボ
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (4)件 [O] 移転を行っている (1)件
DEIX 1944 PAIN	[] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の2の項
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の3の項
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少 证供力压	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

提供先3	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号・番号法別表第二の115の2の項
②提供先における用途	番号法別表第一の93の2の項に定める事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるも の
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
© ## # ★ 注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
SIR IX/J/A	[] フラッシュメモリ []紙
	[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)
⑦時期·頻度	当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度

移転先1	地域保健課	
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の2の項	
②移転先における用途	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項に定める事務 母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	
	[〇]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
① 19 平位 刀 法	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度	

6. 特定個人情報の保管・消去 〈船橋市における措置〉 ①データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機 室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及 び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ②紙媒体、電子媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格 納する等している。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及び サーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バック ①保管場所 ※ アップもデータベース上に保存される。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の 情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規 格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ①論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ② 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 4)3年 5) 4年 6)5年 期間 5年 Γ] 9) 20年以上 7)6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 ②保管期間 10) 定められていない その妥当性 予防接種施行令第6条の2に基づき、少なくとも5年間は保存を行うことが規定されているため。 <船橋市における措置> ①電子データについては、保管期間が経過した後、保健総合システムの保守・運用を行う事業者におい て、復元不可能な状態で消去する。 ②紙媒体で保有する特定個人情報については、焼却等の復元不可能な方法で処分する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができ る。 ③消去方法 ②自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、 クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サー バー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存さ れた情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 7. 備考

15

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含む>

< 予防接種情報ファイル>

1.住民番号、2.氏名カナ、3.氏名漢字、4.生年月日、5.性別、6.続柄(1)、7.続柄(2)、8.続柄(3)、9.電話番号、10.携帯電話、11.住所コード、12. 支所コード、13.地区コード、14.番コード、15.棟コード、16.号コード、17.郵便番号、18.住所、19.方書、20.世帯番号、21.世帯主名漢字、22.住 民となった日、23.異動日付、24.異動届出日、25.異動事由、26.消除事由、27.住定日、28.住定届出日、29.住定事由、30.減異動日付、31.減 異動届出日、32.減異動事由、33.異動前住所、34.異動先住所、35.削除フラグ、36.送付先使用フラグ、37.送付先住所コード、38.送付先郵 便番号、39.送付先住所、40.送付先方書、41.現住所使用フラグ、42.現住所住所コード、43.現住所郵便番号、44.現住所住所、45.現住所方 書、46.外国人本名カナ、47.外国人本名漢字、48.外国人通称名カナ、49.外国人通称名漢字、50.外国人区分、51.異動日、52.異動レコード 区分、53.処理日、54.処理時間、55.データ連番、56.住民区分、57.生活保護受給者情報読込フラグ、58.生保ケース番号、59.生保開始日、 60.生保廃止日、61.生保停止日、62.新規レコード作成者、63.新規レコード作成日時、64.最終更新者コード、65.最終更新日時、66.電話番 号使用フラグ、67.自宅電話番号、68.携帯電話番号、69.検索用_電話番号、70.検索用カナ_姓、71.検索用カナ_名、72.カスタマバーコード、 73.住民でなくなった日、74.国保送付先カスタマバーコード、75.生保資格取得日、76.生保資格喪失日、77.外国人登録番号、78.外国人国 籍番号、79.外国人通称名選択サイン、80.外国人在留資格、81.外国人在留開始日、82.外国人在留終了日、83.新規レコード端末、84.新規 レコードプログラム、85.最終レコード端末、86.最終レコードプログラム、87.外国人住民となった日、88.在留区分、89.住民登録区分、90.外 国人氏名英字、91.接種者コード、92.接種日、93.接種機関コード、94.年度、95.受診時年齢数値、96.受診時年齢文字、97.集計用月例、98. 集計用地区コード2、99.地域保健・受診区分、100.接種区分、101.ツ反BCG区分、102.集計計上日付、103.集計計上年齢、104.集計計上年 度、105.料金区分、106.市区分、107.束No、108.束連番、109.集個区分、110.エントリーデータフラグ、111.徴収区分、112.行政措置、113.備 考、114.個人番号、115.統合宛名番号、116.個人番号/異動日、117.個人番号/異動事由、118.個人番号/処理日、119.個人番号/処理時 間、120.個人番号/連番

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 1.個人番号 2.宛名番号 3.自治体コード 4.接種券番号 5.属性情報(氏名、生年月日、性別) 6.接種状況(実施/未実施) 7.接種回(1回目/2回目) 8.接種日 9.ワクチンメーカー 10.ロット番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

Figure (Fifty 27) TV							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	〈保健総合システムの運用における措置〉 各種申請書等の受付時、窓口において届出内容や母子健康手帳、身分証明書などの本人確認書類を確認することで、対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市町村から						
	個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	予診票や各種申請書の様式は、必要な情報のみを記載するような構成としている。						
その他の措置の内容	対象者が多数表示される一覧画面及び帳票には個人番号は表示しない構成とし、不用意な閲覧が行われないようにする。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 不適切な方法で入事	Fが行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ②調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。 ③保健総合システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 ④ログイン履歴を管理しているため、誰がいつ何の情報を入手したかがわかるようになっている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>						
	ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市町村ごとに論理的に区分されており、他市町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
入手の際の本人確認の措置 の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①氏名、住所等の個人情報と結びつく接種者コードを予診票に記入してもらう。 ②各種申請書等の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人確認書類を確認することで、 対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。				
個人番号の真正性確認の措 置の内容	既存住民基本台帳システムから情報の移転を受けており、真正性は確保されている。委託医療機関から 提出された予診票をを保健総合システムへ取込む際に、予診票に記載されている氏名、住所、生年月日 等とマッチングさせ、適切に紐づけを行っている。				
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①委託医療機関から提出された予診票を保健総合システムへ取込む際に、予診票に記載された接種者コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。②接種情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除又は訂正を行った者以外の者が確認する。				
その他の措置の内容	入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③全職員を対象として、情報管理職場研修(上司と部下が情報管理について確認する研修)及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。				
	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。				
リスクへの対策は十分か	【				
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできる ように制御している。

3. 株	持定個人情報の使用					
リスク	1: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
宛名:	ンステム等における措置 序	保健総合システムには、健康管理事務に関係のない情報を記録・保有しない。				
	で使用するその他のシス おける措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場となる医療機関等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワク チン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。				
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ュー	デ認証の管理 -	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	く保健総合システムの運用における措置>システムを利用する必要がある職員のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ②LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。				
アクt 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	〈保健総合システムの運用における措置〉 ①所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ②異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ③個別にアクセス権限を付与する際には、必要な業務内容を判断し、情報システム管理者(所属長)の承認を得て登録する。 ④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ⑤発行・失効管理簿に記録・保管する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。				
アクセ	ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	<保健総合システムの運用における措置> ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ②ユーザIDやアクセス権を情報システム管理者(所属長)が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は廃止する。 ③不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。				

特定個	個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	<保健総合システムの運用における措置> ①システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ②記録は情報システム管理者(所属長)が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>
		システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他	2の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	3: 従業者が事務外で係	吏用するリスク
リスク	に対する措置の内容	<保健総合システムの運用における措置> ①情報システム管理者(所属長)は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。 ②システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知する。 ③システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知する。 ④業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知する。 ⑤適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	4:特定個人情報ファイ	ルが不正に複製されるリスク
リスク	に対する措置の内容	〈保健総合システムの運用における措置〉 ①バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。 ②船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ①作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ②作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ③作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ④電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ⑤電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- <保健総合システムの運用における措置>
- ①業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。
- ②必要な操作以外、予防接種に関する情報を表示しない。
- ③必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。
- 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉
- ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。
- ・当市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ 入手し、使用する。
- ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市町村へ提供するために個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しな						
委託党 委託党	たによる特定個人情報の	不正入手・不正な使用に関するリスク 不正な提供に関するリスク 保管・消去に関するリスク 引等のリスク				
情報任	保護管理体制の確認	<保健総合システムの運用における措置> 入札の仕様書で、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定件に含めている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけ当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を対にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確ム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用の内容については、当該確認事項に規定されている。 ①特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ②特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の③委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する。 ④再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確	でる追加措置〉 規定した「ワクチン接種記録システムの利用 経認事項に基づき、ワクチン接種記録システ 用保守事業者に委託することとする。なお、次)提供ルール/消去ルール 規定			
	国人情報ファイルの閲覧 断者の制限	[制限している] <選択肢> 1)制限している	2) 制限していない			
	具体的な制限方法	①作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる ②閲覧/更新権限を持つものを必要最小限とし、厳重なアカ 制限する。 ③閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないこと	ウント管理により、システム上で操作権限を			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残してい	いる 2) 記録を残していない			
	具体的な方法	特定個人情報ファイルの使用履歴については、ユーザーID、 し、毎日蓄積・保存している。	操作日時、事務種別や処理事由等を記録			
特定個	国人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守の 確認方法	当市が承認した再委託者を除く第三者への提供は認めず、当 複写・複製を認めない。	当市の承認がある場合以外特定個人情報の			
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守の 確認方法	②情報セキュリティポリシー等のうち委託事業者が守るべきり				
特定個	国人情報の消去ルール	[定めていない] <選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	システムの保守・運用を行う事業者は当市に訪問し、本市ので を行い、持ち出し等はできない仕組みになっているため、定め				

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	①②③④⑤②③④⑤②③④⑤②③④⑤⑥②③④⑤⑥②③④⑤⑥②③④⑤⑥④④④⑥④④⑥④⑥④⑥④⑥④⑥④⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥⑥	冬了時の返還義務 者に対する遵守事項の 者の設置と報告 その制限 事故発生時の報告及 音・更新者の制限 情報の取扱いについて になじて、船橋市が委請	ぎんの防止 もの禁止 の制知義務 が定期の視点に でに で で に で で に で に で に に に に に に に に)指示に従うこと。 - - - ・監査を行うことができる		
	€先による特定個人情報 レの適切な取扱いの確	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ3) 十分に行っていない	っている 2)十分に行っている ハ 4)再委託していない	
	具体的な方法	_					
その他	也の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	る 2) 十分である る	
特定個	固人情報ファイルの取扱し	ハの委託	こおけるその他のリス	ク及びその	リスクに対する措置		
_							

5.特	定個人情報の提供・移転	ま(委託や情報提供ネットワ・	ークシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われるリスク			
特定個記録	国人情報の提供・移転の	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	つ参照したのか)の記録が過 くワクチン接種記録システム	る場合、情報 逐一保存され ム(VRS)におり VRS)では、fl	限照会・情報提供(どの端末・) る。 ける追加措置> 也市町村への提供の記録を耳	職員が、どの住民の情報についてい な得しており、委託業者から「情報提
特定個 関する	国人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		軽について		去令の規定に基づくものか審査を行 ものとする。
その他	2の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不適切な方法で提供	t・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		査を行い、情報セキュリティ②特定個人情報は、番号法 〈新型コロナウイルス感染症 転出元市町村への個人番号 当市への転入者について、	多転を開始す 管理者(所属 及び条例上 三対策に係る 号の提供 転出元市町	る場合は、移転の内容が番号 長)の承認したもののみ移動認められる事務に限って移動 予防接種事務における追加技 対から接種記録を入手するた	を可能とする。
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 誤った情報を提供・利	多転してしまうリスク、誤った	相手に提供・	移転してしまうリスク	
リスク	に対する措置の内容	②許可した所属しか見られれる。 ③接種記録をシステムに入 〈ワクチン接種記録システム 転出元市町村への個人番号 当市への転入者について、 供するが、その際は、個人者	は見られない。 ないようにして カした後に移 ム(VRS)にお 号の提供 転出元市町村 番号と共に転 送信したとして	ようシステム上でアクセス制限でいる。 多転されるため、入力時にダブける追加措置> 対から接種記録を入手するた出元の市区町村コードを送信でも、電文を受ける 市町村では組みとなっている。	限をかけている。 ブルチェックやエラーチェックを行う。 こめ、転出元市町村へ個人番号を提言する。そのため、仮に誤った市区町では、該当者がいないため、誤った市
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	■人情報の提供・移転(委	託や情報提供ネットワークシ	ノステムを通り		の他のリスク及びそのリスクに対する

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市町村での接種記録を 入手するために、転出元市町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)における措置> 情報照会機能により自治体中間サーバーに情報照会を行う際には、団体内統合宛名システム(番号連携 サーバー)において照会結果の改変を行わないことで、自治体中間サーバーから入手した情報と同一であ ることを担保している。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人 情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	〈自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の自治体中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバー・と団体についてはとPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②自治体中間サーバー・と団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・ブラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	〈保健総合システムの運用における措置〉 ①保健総合システムと自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。 ②保健総合システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 〈自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報服会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <保健総合システムの運用における措置> ①保健総合システムと自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経 由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。 ②保健総合システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操 作を抑止する仕組みになっている。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から 受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ リスクに対する措置の内容 ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維 持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供され るリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するととも に、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスが できないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 十分である へ選択版ン 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <保健総合システムの運用における措置> 自治体中間サーバーと連携される予防接種に関する情報の更新は、入力後の照合作業等により正確性 を担保している。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会 者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個 リスクに対する措置の内容 人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備すること で、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本 と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作 内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応し ている。

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク ①自治体中間サーバーと既有フスケゴ、情報促促性グレップンスケゴとの間は、間及などでエッケイを雇用した日成等がのインテップ(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全
- 性を確保している。
- ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)し ており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリス クを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・	消去					
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない <選択肢>					
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
④安全管理体制・規程の職員 への周知	3) 十分に周知していない					
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な対策の内容	〈船橋市における措置〉 ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ②情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における措置〉フクチン接種記録システム(VRS)における情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。					

⑥技術的対策		[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて7 3) 十分に行っている		2) 十分に行っている
		②サーバー、端末で「	アクセス防止の ウイルス対策ソフ びミドルウェアに	ため、ファイヤーウォール かを導入し、定期的にパタ こついて、必要に応じてセ・	を設置している マーンファイル(- の更新を行 う 。
	具体的な対策の内容	ネットワークを効率的 行うとともに、ログのf ②自治体中間サーバ う。	〜・プラットフォ- かつ包括的に係 解析を行う。 〜・プラットフォ-	ームではUTM(コンピュー ・護する装置)等を導入し、	アクセス制限フトを導入し、	やハッキングなどの脅威から、侵入検知及び侵入防止をパターンファイルの更新を行 チの適用を行う。
		情報セキュリティ対策 格を取得しているクラ	ステム(VRS)は、 のための統一基 ウドサービスを 策を満たしている	特定個人情報の適切な耳 基準群に準拠した開発・運 利用しているため、特定個 5。主に以下の技術的対策	用がされており 人情報の適切	らガイドライン、政府機関等の り、情報セキュリティの国際規]な取扱いに関するガイドライ 。
		ないように制御してい ・当該システムへの7	る。 国、都道 下正アクセスの防 チン接種記録シ	府県からは特定個人情報 ∫止のため、外部からの侵ステムとの通信は暗号化	にアクセスでき 入検知・通知	ンターネットからアクセスでき きないように制御している。 機能を備えている。 り、通信内容の秘匿及び盗
⑦バッ	クアップ	[十分に行っ	っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて7 3)十分に行っていた。	行っている ない	2) 十分に行っている
⑧事品知	女発生時手順の策定・周	[十分に行っ	っている]	く選択肢> 1)特に力を入れて7 3)十分に行っていた		2) 十分に行っている
機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2)	発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑪死者	音の個人番号 ニュー	[保管して	เงอ]	<選択肢> 1) 保管している	2)	保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人情報と	同様の方法にて	安全管理措置を実施し、	保管している。	
その他	の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてし		十分である

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
①個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携 リスクに対する措置の内容 とにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。 ②生活保護・社会福祉関係情報については、毎月データを入手し、更新を行う。					う。		
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 特定個人情報が消毒	去されずいつ	までも存在するリスク				
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ②保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。					
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か			十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
					•	·	

- <紙媒体に対する措置> ①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査						
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的なチェック方法	年に1度、総務部からの照会により、自己点検を行い、総務部へ報告している。自己点検の項目は、年によって異なる場合があるが、概ね次のような項目である。 ①特定個人情報の取扱状況 ②特定個人情報に関する人的安全管理措置 ③特定個人情報に関する物理的安全管理措置 また、年に1度特定個人情報保護評価書の見直しを行い、評価書の記載内容のとおり運用が行われていることを確認している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。				
②監査	Š	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な内容	<内部監査> 定期的に、総務部による監査を受けている。 監査項目は、年によって異なる場合があるが、概ね次のような項目である。 ①特定個人情報の取扱状況 ②特定個人情報に関する人的安全管理措置 ③特定個人情報に関する技術的安全管理措置 基査結果を踏まえて、体制や規定を改善する。 <外部監査> 民間機関等により調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。				

2. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な方法	〈船橋市における措置〉 ①健康づくり課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。 ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。				

3. その他のリスク対策

<船橋市における措置>

①特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として 法務課を設置している。

②特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を 実現する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に 同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを 利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先		船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062				
②請求方法		情報公開コーナー(船橋市役所本庁舎11階行政資料室内)に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。				
	特記事項	※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。				
③手数料等		(手数料額、納付方法: <選択肢> (手数料額、納付方法:)				
④個人情報ファイル簿の公表		[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	「個人情報取扱事務届出簿」の帳票を公表している。				
	公表場所	船橋市役所本庁舎11階行政資料室				
⑤法令による特別の手続		_				
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_				
2. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ				
①連絡先		船橋市健康福祉局保健所健康づくり課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-3836				
②対応方法		問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大 な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務課へ進捗状況を報告す る。				

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	己の聴取				
①方法	パブリックコメントによる意見聴取の実施について、船橋市広報紙に記事を掲載し、ホームページ及び本庁舎・各出張所にて全文を閲覧できるようにする。意見聴取の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び事務担当課への持参による。				
②実施日・期間	令和3年 月 日~令和3年 月 日(日間)				
③期間を短縮する特段の理 由	-				
④主な意見の内容	意見の聴取後に記載する。				
⑤評価書への反映	意見の聴取後に記載する。				
3. 第三者点検					
①実施日	第三者点検後に記載する。				
②方法	船橋市情報公開・個人情報保護審査会による点検を行う。				
③結果	第三者点検後に記載する。				
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】				
①提出日					
②個人情報保護委員会による審査					

(別添3)変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価書の種別	重点項目評価書	全項目評価書 ※しきい値判断の変更に伴い、全項目評価書の実施が義務付けられることとなったため、全項目評価書を新たに作成した。	事前	重要な変更
				-	